

R3-394

書記官送達
R3年2月8日

令和3年2月8日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

更正しないとの通知処分取消請求控訴事件（原審・東京地方裁判所

口頭弁論の終結の日 令和2年12月7日

判 決

控 訴 人
同代表者代表取締役
同訴訟代理人弁護士
同
同

渥 美 陽 子
松 永 成 高
宮 西 啓 介
官 本 祥 平

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

被 控 訴 人
同代表者法務大臣
処 分 行 政 庁
同 指 定 代 理 人

国 上 川 陽 子
函 館 税 務 署 長
永 杉 茂 巳
別紙1指定代理人目録のとおり

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 処分行政庁が平成28年11月16日付けで控訴人に対してした、平成25年3月1日から平成26年2月28日までの事業年度における法人税及び平成

東 京 高 等 裁 判 所

25年3月1日から平成26年2月28日までの課税事業年度における復興特別法人税に係る各更正の請求に対する更正をすべき理由がない旨の通知処分をいずれも取り消す。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、控訴人が、その所有する土地に送電線路の架設等を目的とする地役権を設定し、その対価として補償金を受領したところ、上記土地が租税特別措置法（平成27年法律第9号による改正前のもの）64条1項の資産に該当することにより、上記補償金が同法65条の2による所得の特別控除の対象となり、平成25年3月1日から平成26年2月28日までの事業年度（以下「平成26年2月期」という。）の所得の金額の計算上損金の額への算入がされるべきであったのに、これがされていなかったとして、処分行政庁に対し、平成26年2月期における法人税及び平成25年3月1日から平成26年2月28日までの課税事業年度（以下「平成26年2月期課税事業年度」という。）における復興特別法人税に係る更正の請求をしたのに対し、処分行政庁がそれぞれ更正をすべき理由がない旨の通知処分をしたことから、上記各通知処分の取消しを求める事案である。

原審は、控訴人の請求を棄却したところ、これを不服として、控訴人が控訴をした。

2 関係法令等の定め、前提事実、争点及びこれに関する当事者の主張

関係法令等の定め、前提事実と争点及びこれに関する当事者の主張は、以下のとおり付加訂正するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の1項ないし5項に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決2頁16行目「別紙」を「原判決別紙」と、同23行目「別表1」を「原判決別表1」と、原判決3頁初行から2行目にかけての「別表2」を「原判決別表2」とそれぞれ改める。

(2) 原判決5頁14行目及び22行目の「別表3」を「原判決別表3」といず
れも改める。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の請求は理由がないと判断する。その理由は、以下のと
おり付加訂正するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判
断」に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決16頁8行目「そして、」の次に「本件は、申告により確定した税
額等を納税者が有利に変更することを求めるものであることや、」を、同1
3行目「ことからすると、」の次に、「本件においては、」をそれぞれ加え
る。

(2) 原判決19頁22行目から23行目にかけての「証拠はない」の次に以下
のとおり加える。

「(なお、仮に、控訴人が主張するとおり、控訴人としては、自ら造成する
ことなく、開発許可を得て追加補償を取得するつもりであったとして
も、本件地役権設定契約に宅地造成することを前提とした条項があり、
また、本件土地を譲渡する場合には譲受人に本件地役権設定契約に基
づく権利義務を引き継ぐものとする旨の条項がある(甲1)ことに照
らせば、控訴人は追加補償を得た後、第三者に本件■■■■土地を譲渡し、
当該第三者に宅地造成を実施させることを想定していたとみるのが合
理的であり、いずれにせよ第三者に販売する目的で所有していたとの
上記イの認定を左右するものとはいえない。)」

(3) 原判決19頁23行目の末尾に、改行の上、以下のとおり加える。

「また、控訴人は、平成25年3月頃、■■■■に
本件■■■■土地を駐車場にした場合の図面の作成を依頼し、同図面の完成を
待っている状況にあり、それにもかかわらずその頃、■■■■に対し、本件
■■■■土地の開発計画の話を持ち込んでいるところ、上記の一見矛盾した行

動は、控訴人が本心では販売する目的がないにもかかわらず、補償金の交付を受けるため、本件■■■土地の開発許可の取得を目指す行動を取ったと考えると合理的な説明が可能となると主張する。

しかしながら、駐車場の計画も適当な販売先が見つかるまでの当座のものである可能性は否定できず、また、平成25年2月に本件■■■土地を取得した控訴人が、その取得当初においては、本件土地について自己利用と販売の双方の利用可能性を模索していたとしても不自然とはいえないのであって、上記の控訴人の行動をもって上記イの認定を左右するものとはいえない。」

(4) 原判決20頁7行目末尾に、改行の上、以下のとおり加える。

「(ウ) また、控訴人は、控訴人が本件■■■土地の売却を企図していたのであれば、販売のための広告活動等を行うべきところ、控訴人はそうした活動をしていないと主張し、販売目的での所有を否定するが、本件■■■土地は一体の広大な土地であるところ、上記のとおり■■■から買取りの申込みがされているのであり、土地の商品価値によっては広告活動等をしなくとも業者等の買手はつくのであるから、販売のための広告活動等をしていないことから直ちに本件■■■土地について販売目的がなかったとはいえない。」

2. そうすると、控訴人の請求は理由がないから、これを棄却した原判決は相当であって、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第23民事部

裁判長裁判官

小野瀬 厚 

東京高等裁判所

裁判官

三上 乃理子

裁判官

真鍋 浩之

(別紙1)

指定代理人目録

松本亮一，角木渉，猪俣翔太，久恵茂樹，大堀修一，捧浩之，坂田祐輔，朴澤勲，
傳法章由

以上

これは正本である。

令和3年2月3日

東京高等裁判所第23民事部

裁判所書記官 渡部 明

